

広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金（以下「補助金」という。）は予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、広島県内企業が、大学や研究機関、他企業等の社外の知見やノウハウを活用して行う革新的な技術・製品開発から事業開発までを一貫支援し、将来の環境・エネルギー産業を牽引する事業を創出するとともに、国内外から企業や研究所等の参入を促し、本県における環境・エネルギー産業の集積を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

民間企業又は事業を営む個人をいう。

(2) 代表事業者

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、開発及び事業化の中核を担う者で、補助金の交付の対象となる事業者をいう。

(3) 大学等研究機関

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は高等専門学校及び研究開発を主たる業務とする、国若しくは地方公共団体が設立した研究機関又は独立行政法人をいう。ただし、日本国外の大学、研究機関その他これに類する機関等（以下この号において「機関等」という。）においては、その機関等が所在する国又は地域の制度において定められている機関等をいう。

(4) 開発グループ

代表事業者と、事業者又は大学等研究機関が連携して本補助事業において開発及び事業化を行うために構成される組織をいう。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる環境・エネルギー分野への新規参入や、当該分野での新たな製品化・サービス化を目的とする研究開発や事業開発（通常の生産活動を除く。）とし、補助事業の区分は別表第1のとおりとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害及び環境汚染の浄化又は汚染の防止に関する分野。

(2) クリーンエネルギー利用や省エネルギー化等の地球温暖化対策に関する分野。

(3) 廃棄物処理、リサイクル、その他資源の有効活用に関する分野。

(4) 海洋汚染、野生生物の種の減少等の自然環境保全等に関する分野。

(5) その他、供給する製品・サービスが、環境保護及び資源管理に、直接的または間接的に寄

与し、持続可能な社会の実現に貢献する分野。

(補助事業に係る要件)

第5条 代表事業者が、前条に掲げる補助事業を行うに当たっては、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 開発グループをあらかじめ構成すること。
- (2) 開発グループは、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する事業者を少なくとも1社加えて構成されたものであること。

(補助限度額、補助率、交付の対象等)

第6条 補助限度額及び補助率は別表第1のとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2のとおりとする。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 代表事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表第3（1）に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知を代表事業者に送付するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更（別表第4に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（別表第4に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、前号と同様に知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告等)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、代表事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別表第3（2）に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第13条の規定により知事が交付すべき補助金の額を確定し、代表事業

者に通知した後に交付する。

2 前項の通知を受けた代表事業者は、別記様式第4号により知事に補助金を請求するものとする。

(補助金に係る経理)

第12条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第5号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第10条に規定する報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち、規則第22条第2号及び第3号に規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第6号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、あらかじめ別記様式第7号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除する。

5 知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めるときには、転用を承認し、当該補助事業者に通知するものとする。

6 知事は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(事業化の報告)

第15条 代表事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間、県の会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、別記様式第8号により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項のほか、代表事業者に対し、必要に応じて事業状況について報告を求めることができる。

(産業財産権等に関する届出)

第16条 代表事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を、補助事業の交付決定のあった県の会計年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該県の会計年度の終了後30日以内に別記様式第9号による届出書を知事に提出しなければならない。

(成果の公表)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表第1（第6条第1項関係）

	産学連携型	企業連携型
補助区分	代表事業者及び大学等研究機関を含む2社以上の事業者が連携して行う研究・開発事業。	代表事業者を含む2社以上の事業者が連携して行う研究・開発事業。
補助限度額	上限：1,000万円	上限：500万円
補助率	2/3	1/2

別表第2（第6条第2項関係）

経費区分	経費内容及び留意事項
試作・試験費	<ul style="list-style-type: none"> 本開発に係る目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 本開発に係る目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、組立、設計、プログラム開発、試験・分析等の外注委託に要する経費 本開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	<p>本開発に必要な、</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械装置の購入、据付に要する経費 機械装置の借用、リースに要する経費 既存の機械装置の改良に要する経費 工具器具の購入に要する経費
研究連携費	本開発に係る課題の解決のため、大学等試験研究機関と共同で研究開発を行う場合に要する経費
技術指導費	本開発に係る専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談を受けた場合に要する謝金等の経費
調査等委託費	本開発の遂行に必要な調査等の委託に要する経費
直接人件費	本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の直接作業時間に対する人件費
諸経費	<p>特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く）</p> <p>本開発を行うために直接必要な、</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料購入費（図書、参考文献、資料等を調達するための経費） 法定検査・検定料等に必要経費 <p>その他知事が特に必要と認める経費</p>

別表第3（第7条，第10条関係）

<p>(1) 交付申請書添付書類</p>	<p>ア 補助事業計画書（様式第1号別紙） イ 直近2期分の決算書（代表事業者） ウ 開発グループ内に広島県内に事業所を有する事業者が含まれていることを示す書類</p>
<p>(2) 実績報告書添付書類</p>	<p>ア 補助事業実績書（様式第3号別紙） イ 支出証拠書類（発注書，契約書，納品書，請求書，領収書等の写し） ウ その他知事が必要と認める書類</p>

別表第4（第9条関係）

区分	軽微な変更の内容
<p>経費の配分の変更</p>	<p>ア 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 イ 別表第2に掲げる経費区分の相互間において，補助対象経費を流用する場合</p>
<p>事業の内容の変更</p>	<p>補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない，事業計画書の細部の変更をする場合</p>